

平成31年 第2回

仙北市農業委員会総会議事録

平成31年2月8日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成31年2月8日(金)午前9時30分～

2. 開催場所 仙北市西木総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (16人)

1番 佐藤 孝典	2番 佐藤 和
3番 青柳 良信	5番 門脇 博美
6番 小玉 均	7番 佐藤 一也
8番 齋藤 瑠璃子	9番 千葉 智永
10番 高橋 政敏	11番 小田嶋 比左子
12番 鈴木 八寿男	13番 大石 知
14番 草 彌 良孝	15番 眞崎 純孝
16番 藤村 紀章	17番 藤村 隆清

4. 欠席委員 (1名)

4番 荒木田 浩生

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等に関する取得)の規定による届出について

2. 議事

(1) 議案第3号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

(3) 議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定
について

(4) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

局長 浅利 喜一郎 係長 檜 尾 健
主事 伊藤 大地

7. 書記

主事 伊藤 大地

8. 議事録署名員

9番 千葉 智永 12番 鈴木 八寿男

9. 会議の概要

議長 ただ今から平成31年第2回仙北市農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会への出席委員は16名。欠席委員は1名です。よって、本総会
は定足数に達しております。
議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで
しょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に9番千葉委員、12番鈴木委員兩名を指名しま
す。会議書記には伊藤主事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従
い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時32分)

議長 ありがとうございます。それでは日程5、報告に入りたいと思います。
事務局よりお願いします。

浅利局長 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、平
成31年1月11日から平成31年2月7日まで1件の届出を受理した
のち通知しております。報告1は以上です。(9時33分)

議長 それでは議事に入ります。議案第3号農地法第3条の規定による許可申
請についてを上程します。事務局から説明をお願い致します。

伊藤主事 それでは議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について内容の
説明を致します。整理番号1番2番につきましては、所有権移転の案件、
3番については使用貸借の案件となります。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇
〇筆、合計面積〇〇㎡、贈与の案件となります。譲渡人は〇〇県〇〇市の
〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由につきまし
ては、財産処分と経営規模の拡大となります。利用目的は畑となります。
申請地は〇〇さんの実家に隣接する農地であり、現在まで自己保全管理が
行われております。現在の所有者である〇〇さんが〇〇圏へ居住している

伊藤主事 ことから、今後自己保全管理が難しくなることもあり、親戚関係であります譲受人は譲渡することとなりました。

次に整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、贈与の案件となります。譲渡人は〇〇県〇〇市の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由については財産処分及び経営規模の拡大となります。利用目的は畑となります。譲渡人は相続により申請地を相続しましたが、現在〇〇県へ在住していることから、今後管理を行えなくなり、現在空き家等も含め財産処分を進めているとのことです。

次に整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借権再設定の案件となります。申請事由につきましては農業者年金受給継続のためとなります。期間については〇〇年間となります。

議長 説明が終わりました。それでは現地確認報告を整理番号1番については6番小玉委員からお願いします。

6番小玉 《3条調書による現地確認報告等》

議長 整理番号2番については、7番佐藤委員からお願いします。

7番佐藤 《3条調書による現地確認報告等》

議長 整理番号3番については、16番藤村委員からお願いします。

16番藤村 《3条調書による現地確認報告等》

議長 現地確認報告等が終了致しました。ご意見質問等ございませんか。

《無しの声あり》

議長 無いようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定については、許可することにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定については、許可することとします。(9時40分)

議長 次に議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程する前に利害関係者の退室をお願いします。

《7番佐藤委員退室》(9時41分)

議長 議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請の整理番号1番についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾係長 議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番について内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、申請者は西木町〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は農業用施設となります。転用理由につきましては、現在隣地を農業用施設として利用しているが、経営規模の拡大に伴い、新たな穀物乾燥機等の設置を検討していることから申請地に農業用施設の新築を行うとのことです。なお、備考欄にも記載しておりますが、現在仙北農業振興地域整備計画書からの除外手続中であり、公告縦覧期間中となっております。

添付図面をご覧ください。申請地を横断するかたちで用水路がありますが、こちらについて西木土地改良区から払い下げの同意を頂き、すでに払い下げが行われております。こちらも併せて、申請地に農業用施設及び駐車場等の建築を行うとのことです。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。それでは現地確認報告を私のほうから致します。

17番藤村 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

《無しの声あり》

議長 無いようですので。議案第3号整理番号1番、農地法第4条第1項の規定について許可相当することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第3号整理番号1番については、許可相当することに決定致します。

《7番佐藤委員入室》(9時47分)

議長 次に整理番号2番を上程します。事務局は説明をお願いします。

榎尾係長 それでは整理番号2番の内容を説明致します。

農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、申請人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は農家住宅、転用の施設としましては、農家民宿となります。転用理由につきましては、現在居住している住居隣接地に農家民宿の建築を行うとのこととです。備考欄に記載しておりますが、本案件は追認案件となります。本来であれば、平成〇〇年当時、農業振興地域整備計画からの除外及び農地法第4条転用許可などを受け、農地転用を行わなければならなかったわけですが、顛末書に記載されている内容のとおり、当時農地法への十分な知識がなく、転用を行ってしまったとのこととです。申請者は顛末書のとおり深く反省していることから、事務局としましては悪質性は無く、今後農地法について遵守する旨の記載しており、本総会議案追認案件として上程しているところとです。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を私から致します。

議長 暫時休憩します(9時50分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時54分)

議長 他にご意見質問等ございませんか。

16番藤村 この場合の固定資産税については、遡っての支払いとなるのか。

榎尾係長 この場合は平成〇〇年〇〇月にすでに農家民宿ができておりますが、現在から平成8年当時に遡り、土地の固定資産税が請求されることはないと思われます。宅地として登記が成された翌年1月1日付けで税務課による地目が確認されることになり、それに応じて、固定資産税が課税されると考えます。今回のケースの場合は現段階では、登記簿が畑となっており、今後地目変更が年内に成された場合は、来年1月1日付けで宅地での固定資産税が課税されることとなります。

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので。議案第3号整理番号2番、農地法第4条第1項の規定について許可相当することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第3号整理番号2番については、許可相当することに決定致します。(9時57分)

議長 次に議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを整理番号10番及び11番、38番を上程しますが利害関係者の退室をお願いします。

《6番小玉委員退室》(9時58分)

伊藤主事 議案第5号農業経営基盤強化促進法、整理番号10番、11番、38番について内容の説明致します。

伊藤主事 整理番号10番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号11番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号38番につきましては、再設定の案件となります。前回の契約につきましては、備考欄に記載しております。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

12番鈴木 《整理番号10番、11番、38番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第5号整理番号10番及び11番、38番について適正と認めることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第5号整理番号10番及び11番、38番については適正と認めることとします。

《6番小玉委員入室》(10時1分)

議長 次に議案第5号整理番号10番及び11番、38番を除き、一括で上程致します。事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 議案第5号の内訳としましては、先ほど案件を含めまして、所有権移転の案件が6件、新規の賃貸借が16件、再設定の案件が17件となります。

伊藤主事 農地中間管理事業の案件が5件、合計44件となります。それでは内容の説明に入ります。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は〇〇県〇〇郡〇〇町の〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。自己資金による売買となります。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は〇〇市〇〇の〇〇さん、譲受人は整理番号1番と同じく〇〇さんです。こちらも自己資金による売買となります。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は整理番号1番と同じく〇〇さんです。こちらも自己資金による売買となります。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は整理番号1番と同じく〇〇さんです。こちらも自己資金による売買となります。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地

伊藤主事 区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。自己資金による売買となります。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、公社特例事業による所有権移転の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は公益社団法人秋田県農業公社となります。また備考欄に記載しておりますが、公社の特例事業により〇〇耕作の一時貸付をすることとなっており、〇〇耕作後の公社からの売渡予定者は〇〇さんとなっております。利用目的は田、10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号7番からは新規貸借案件となります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

伊藤主事 整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号13番から16番については、JAから転貸借が行われている円滑化事業からの更新による切り替え案件となります。整理番号17番から21番につきましては、借受人は〇〇さんですが、父親の〇〇さんが農業者年金の受給年齢になることから、息子での貸借契約となります。

整理番号22番から39番までは再設定の案件となります。備考欄に前回の契約内容を記載しておりますので、ご確認ください。また整理番号41番から44番までは農地中間管理事業の案件となります。こちらは1月の農用地利用調整会議において問題ないと判断頂きました案件となりますので、説明は割愛させていただきます。説明は以上です。

議長 説明が終わりました、現地確認報告をお願いします。整理番号1番から4番、7番については、4番荒木田委員が欠席ですので事務局からお願いします。

伊藤主事 《整理番号1番から4番、7番について現地確認内容の説明》

議長 次に整理番号5番、6番、8番、9番については、14番草薙委員よりお願いします。

14番草薙 《整理番号5番、6番、8番、9番について現地確認報告》

議長 整理番号12番については、6番小玉委員よりお願いします。

6番小玉 《整理番号12番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見質問等ございませんか。

《無しの声あり》

議長 無いようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 異議なしと認めます。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見決定については、適正と判断し、答申することとします。(10時13分)

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

浅利局長 協議案件について特にありません。

今後の日程

2月26日(火)農用地利用調整会議 9時から

(西木総合開発センター「農林研修室」)

第3回農業委員会総会 9時45分から

(西木総合開発センター「農林研修室」)

農地専門委員会 10時30分から

(西木総合開発センター「農林研修室」)

3月8日(金)第4回農業委員会総会 9時から

(西木総合開発センター「集会室」)

3月25日(月)農用地利用調整会議 9時から

(西木総合開発センター「農林研修室」)

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成31年2回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時19分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成31年2月8日

議長

署名員 9番

署名員 12番